

平成25年度 7月分政策会議

1. 開催日時 平成25年7月24日（水） 午後1時30分から
2. 開催場所 市役所3階 特別会議室
3. 出席者 市長、副市長、総務部長、市民経済部長、健康福祉部長、環境建設部長、
会計管理者
（オブザーバー）財政課長、企画政策課長 事務局（企画政策課）
その他議題に関連する課
4. 議題 ①千葉ニュータウン事業収束に伴う主な課題について（報告）
（環境建設部 都市計画課）
②庁舎整備に係る重点項目について（第1回）
（総務部 管財契約課）
③既存市街化区域（富士地区及び白井地区）における都市施設（公園）
の整備方針について
（環境建設部 都市計画課）
5. 議事 以下のとおり

① 千葉ニュータウン事業収束に伴う主な課題について（報告）

《会議結果》

◎ 報告を了承する。

《付議概要》

千葉ニュータウン事業の収束に向けて、URから提示された包括協議事項（20箇所）及び庁内関係課への照会に基づく課題（約41件）を整理し、主な課題（18件）について報告するものです。

	課題箇所等	進捗状況等	所管課等
1	県道千葉ニュータウン北環状線本線整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月用地買収完了（UR） ・URが清戸地区の産業廃棄物撤去工事に着手する予定。 ・産廃撤去工事はH25～H26UR施工、全線開通27年度見込み 	道路課
2	県道千葉ニュータウン北環状線（神々廻地先）関連農道等の機能補償	<ul style="list-style-type: none"> ・北環状線整備により機能が損なわれる農道等の市有財産について、市とURの補償契約に基づき、機能回復措置（用地買収・工事等）を行う。 ・覚書の締結及び補正予算措置済（6月議会） 	

3	<p>県道千葉ニュータウン北環状線道路整備事業に関連する白井市道の整備に関する受委託等協定書に基づく市道整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北環状線整備に伴う既存市道の接続整備等について、平成5年3月に市とURで覚書を締結し、市とURの役割及び費用負担区分を決定した。 ・平成24年11月に「県道千葉ニュータウン北環状線道路整備事業に関連する白井市道の整備に関する受委託等協定書」を締結。(URが市に整備費用324,493,726円を負担する。) ・協定に基づく平成24年度年間委託等契約書を締結。(11箇所の市道整備に伴う測量設計費について、URが市に整備費用28,150,000円を負担する。)25年度繰越し済。 ・平成25年度以降の契約は未締結。北環状線本線工事の進捗状況に応じて協議予定。 		
4	<p>県道千葉ニュータウン北環状線(清戸地先)の暫定供用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市道15-003号線(清戸地先)の危険なT字路対策のため、北環状線の4車線整備と並行して、(桜台～宗像神社間)の2車線暫定供用について、関係機関等と協議中。 		
5	<p>七次川調節池周辺道路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補修工事完了後、県(河川)と市(道路)の兼用工作物協定を締結し、今年度、市道認定、引継ぎ予定。 		
6	<p>神崎川改修に伴う市道新設区間の補修(左岸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(04-031号線)未引継ぎ。河川側路肩に亀裂が発生、河川法面を含む路肩補修を行い経過観察中。路体(盛土)の安定が見極められず、引継ぎの判断が困難な状況。 		
7	<p>神崎川改修に伴う引継ぎ済市道の補修(右岸)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(04-146号線)道路面に亀裂が発生し、応急処置。補修工事を要請しているが、実施時期の見極めが困難な状況。(補修工事後に再度、亀裂が入る恐れがある。) 		
8	<p>富ヶ沢調節池の周辺道路整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員(W=5m)及び隅切用地(地区外)確保により、基本線形協議済。 ・隣接土地所有者等関係者の協力条件等をURが調整・交渉中。 		
9	<p>ニュータウン地区界道路整備に係る負担金処理(池の上、南山、復、堀込)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・池の上、南山、復、堀込のニュータウン地区界道路4箇所について、新住事業者と市の負担金契約に基づく工事完了を行い、市が道路整備(測量・設計・用地買収・工事)を代行する。 ・池の上、南山、復の道路線形協議が完了し、堀込の道路線形及び覚書の内容について協議中。覚書締結後、負担金算定、契約、基金設置予定。 	道路課	

10	ニュータウン 地区界及び 復インター周 辺の緑地整備	・池の上、南山、復地区の緑地整備については、 URとの設計協議がおおむね完了。	都市計画課
11	七次台3丁目 外周緑地 及び区画道路 整備	・URとの設計協議中。	都市計画課 道路課
12	白井総合公園 整備	・総合公園及び周辺道路等の実施設計協議が完了 し、工事中。 ・平成26年4月総合公園開園予定。 ・総合公園の開園に併せて、隣接する特別保全緑 地約1ヘクタールを整備予定。 (保全緑地の整備費は、9月補正予算対応を 検討中)	都市計画課 道路課 上下水道課
13	復インター周 辺道路整備	・いすゞ自動車南側～国道16号線までの市道整 備は実施設計協議完了し、工事中。	道路課 上下水道課
14	神崎川改修(七 次橋)	・河川改修及び橋梁の架け替え工事未着手。(橋 梁拡幅整備に伴う市負担あり) ・迂回路等の工事附帯地の用地協力が得られず、 工事未着工(URが用地交渉を継続中) ・橋梁に既設共架している上・下水道管の架け替 え工事(市負担)を要する。	
15	下水道管渠の 越境問題	(A) 市道12-002号線の給食センター付近の雨水 本管が民地に越境している。市道用地の追加 買収又は敷設替えをURで検討中。	道路課 上下水道課 学校教育課
		(B) 汚水本管が給食センター敷地内に敷設され ており、用地区分の変更又は管渠区分の変更 等の対処が必要。(方針未定)	
		(C) 南山地区の汚水本管が東京電力(株)南山変電 所敷地内に越境している。URと協議中。	上下水道課
16	桜台小学校南 側の処分用地 (5.8ha)の土地 利用変更	・桜台業務・公益的施設地区計画の一部を住宅地 区計画に変更し、独立住宅用地として処分予定 (約250戸)。6/16(日)桜台地区自治会連合 会に概要説明済。 ・原案縦覧7/16(火)～7/29(月)、9月末まで に市・都市計画審議会に諮問する予定。 ・地区計画の変更と同時に「白井市地区計画の区 域内における建築物の制限に関する条例」を改 正する予定。	都市計画課 建築指導課

17	白井市福祉センター（清戸）の雨水調整池の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において当該調整池は、企業庁との無償借地契約に基づき設置されている。 ・県道千葉ニュータウン北環状線内に道路排水管路が敷設されており、福祉センターの雨水排水の接続を要請していたが、将来管理者である印旛土木事務所の了解が得られず、調整池の存続が必要不可欠になった。 ・調整池用地の無償譲渡について企業庁と協議中。 	高齢者福祉課
18	千葉ニュータウン事業に係る国土調査資料等の保全・活用対策	<ul style="list-style-type: none"> ・国土調査法第21条の規定により、市は千葉ニュータウン事業についても、国土調査の成果を保管し、一般の閲覧に供する義務を負うが、所在の不明な資料がある。 ・一般からの千葉ニュータウン事業関連資料の閲覧請求に対し、これまで市はURに依存してきたが、今年度中に不足資料を確保し、データの保全対策及び閲覧請求に対する円滑な対応を図らなければならない。 	都市計画課

《会議概要》

- ・北環状線の工事が遅れているが大丈夫か。
⇒平成25年度末までに工事完了を行わなければならないのは、新住宅市街地開発法に基づく千葉ニュータウン事業区域内の整備である。県道千葉ニュータウン北環状線は、千葉ニュータウン事業と併せて整備されるべき公共施設工事であり、（独）都市再生機構法の規定により、将来管理者である千葉県に代わってURが施工する特定公共施設工事であるため、千葉ニュータウン事業の事業期間にはとらわれないと聞いている。
- ・千葉ニュータウン事業収束後もURは県からの委託を受けて事業を行うのか。
⇒平成26年度までは事業主体が千葉県企業庁であるので、千葉県企業庁がURに事業を委託し施工すると聞いている。平成27年度以降については、企業庁は存続しているが、実際に企業庁から発注した工事をURが受託できるかどうかは現時点では明らかにされていない。ただ、資料の9番「ニュータウン地区界道路整備に係る負担金処理（池の上、南山、復、堀込）」については、平成25年度末までに工事が完了しないため、市との負担金協定に基づき工事完了を行うものであり、市がニュータウン事業者に代わって平成26年度以降に整備を行うものである。それ以外の公共施設工事については、基本的に平成25年度末までに事業を完了する予定である。
- ・白井市はURと負担金協定を結んでいるが、企業庁とURは負担金協定を結ばないのか。県からの予算の支出になるのか。
⇒県道千葉ニュータウン北環状線については、県の事業をURが代行しているものであり、県の予算によるものと考えられる。

- ・白井市とURは負担金協定を結べて、県とURは負担金協定を結べないのか。
⇒市との負担金協定については、千葉ニュータウン事業の施行計画に別途工事として位置付け、資金計画に市への負担金を計上することにより、工事完了の処理を行うとURから説明があった。県は事業主体であり、県とURは共同事業者なので、両者の負担区分に基づく業務以外については、両者間の受委託関係になるものと考えられる。
- ・4番の「県道千葉ニュータウン北環状線（清戸地先）」の暫定供用についてはどのような状況か。
⇒本線開通を前提としているが、暫定供用についても並行して協議を行っている。
- ・9番「ニュータウン地区界道路整備に係る負担金処理（池の上、南山、復、堀込）」について、できるだけ早期に工事の完了を行うことはできないか。
⇒池の上、南山、復については、設計協議が完了しているが、堀込についてはURとの調整が難航している状況である。
- ・平成26年度以降、負担金の運用の中で工事箇所を優先順位をつけて取り組むことになる。
- ・福祉センターの調整池について、福祉センターの雨水を県道千葉ニュータウン北環状線の道路排水管に接続することはできないのか。
⇒担当課からは、県道内の排水管の管理責任を市が負わない限り、県は接続を認めないと聞いている。再度、担当課に確認する。

② 庁舎整備に係る重点項目について（第1回）

《会議結果》

◎ 案のとおり、決定とする。

《付議概要》

平成25年3月の政策会議において、庁舎改修庁内検討委員会とは別途に検討を行うこととした重点項目については、別添の「検討体制」のとおり、庁内各担当課により検討を進めているところです。

以下3項目について、別添「検討経過報告書」のとおり、今後の方針等がまとまりましたので、これを基に、今後予定している基本計画の策定の中で、庁外の建設等検討委員会からの意見も聴きながら検討を進めたい。

なお、基本計画及び基本設計委託については、現在、公募型プロポーザルによる手続きを進めているところで、9月上旬には契約を締結する予定です。

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 窓口配置等検討委員会 | (総務課) |
| (2) 議場等検討委員会 | (議会事務局) |
| (3) 市民活動スペース等検討委員会 | (市民活動支援課) |

庁舎整備に係る重点項目検討経過報告書

【(1) 窓口配置等検討委員会 (総務課)】

委員会等名	窓口配置等検討委員会		
主管課等	総務課	作成者職氏名	副主幹 石井 治夫
委員会等の構成	総務課、市民課、課税課、企画政策課、健康課、児童家庭課、学校教育課、保険年金課、高齢者福祉課、(管財契約課)		

1. 現在の状況及び問題点

- (1) 本庁舎1階窓口は、転出入時に関連する窓口課等が離れている。
- (2) 本庁舎と保健福祉センターが別棟となっており、降雨時等の移動に不便である。
- (3) 近隣市において、総合窓口化の採用又は計画等がある。
- 近隣市の総合窓口例
- ・四街道市：フロアマネージャーを配置し、的確な誘導を促している。「窓口サービス課」を新設させ、白井市の市民課の業務に加え、併任辞令で税証明、小中学校の入退学通知書の発行、障害者手帳の住所変更を行っている。なお、専門性の高い業務については、同じフロアーに関連性の高い課等を集約させ誘導している。
 - ・成田市：「窓口サポーター」を配置し、的確な誘導を促している。白井市の市民課の業務に加え、税証明、仮ナンバー、年金証明の発行を行っている。なお、専門性の高い業務については、各課へ誘導している。

2. 庁舎整備時の方針(案)

- (1) 1階窓口については、「総合窓口課」など、全ての窓口業務を行う課等の新設ではなく、関連性の高い課を近接させ配置する。
- (2) 市民課や課税課で発行する一部の証明書等の発行窓口を一本化する。
- (3) 窓口へ的確に案内する案内係の設置。
- (4) 番号発券機や番号表示板等の設置。

3. (庁舎整備に合わせ)改善等を図る理由

- (1) 本市の窓口サービスは、本庁舎と保健福祉センターに分かれていることが最大の課題であり、庁舎の移転に合わせて市民の利用しやすい窓口配置に改善する必要がある。

4. 検討経過

H25.5.8	第1回検討委員会 ・ワンストップサービスに係る事例研究(松山市、福島市、四街道市等の総合窓口) ・本市の証明書の発行件数、申請、届出の件数など、所管する事務について調査を行うこととした。
H25.5.17	四街道市役所「窓口サービス課」視察

H25.5.30	<p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転入転出時など、他課の業務の一部を市民課で行うことについて、意見交換を行った。 ・ 総合窓口を新設するより、関連する課を集約させる方法が有効との結論に至る。
H25.6.18	<p>第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討結果の取りまとめ

5. 今後の課題及びその解決策

- (1) 1階に集約することとなるが、1階スペースがどのくらいとれるかが不明であり、今後、基本計画・基本設計において、検討が必要である。
- (2) 市民課以外の証明発行を行う場合、併任辞令が必要。
- (3) 案内係を設置する場合、誰が行うか。
- ・ 四街道市では、委託で行っているが、業務内容を把握するまで時間が掛ることから、職員で対応するか今後の課題である。

6. 今後の進め方、その他

- 25年 7月 政策会議へ提案
- 26年 3月 基本計画へ位置付け
- 26年 4月 基本設計への反映
- 26年上半期 課等の位置を図面等で具体的に示す。

【(2) 議場等検討委員会

(議会事務局)】

委員会等名	庁舎整備に係る議場等検討委員会		
主管課等	議会事務局	作成者職氏名	主査補 富沢秀貴
委員会等の構成	<p>市庁舎建設等検討委員会委員 (秋本議長、福井副議長、谷嶋総務常任委員長) 各会派・諸派代表者 (松井、素田、石田、幸正、山本、多田) 事務局 (大塚局長、伊藤次長、富沢)、 [管財契約課、湯浅課長、高石]</p>		

1. 現在の状況及び問題点

- 議場、委員会室等の議会機能の主な問題点について
- ① 議場及び傍聴席のバリアフリー対応がなされていない。
 - ② 委員会の公開により委員会室のスペースが手狭になってきている。
 - ③ 議場及び委員会室の音響設備等が老朽化しているほか、機能が十分ではない。
 - ④ 事務局執務室が市民にわかりにくく、また、委員会室と階違いとなっている。

2. 庁舎整備時の方針 (案)

必要面積	詳細未定
・ 議場	(現在より小)
・ 委員会室	(現在より大)
・ 議長・副議長室	(現在より大)
・ 応接室	(廃止し、議長・副議長室で兼用)
・ 図書室	(現在より大)
・ 議員控室	(現在と同等)
・ 執行部控室	(現在より大)
・ 机の拡大	(現在より大)

3. (庁舎整備に合わせ) 改善等を図る理由

- ① 議場については、現状に応じた議員席数、質問者席等の確保、アプローチのバリアフリー化、傍聴席内への車いす用スペースの確保、最新の情報通信技術を活用した視聴覚機能を取り入れることができる。
- ② 委員会室については、会議規模に応じた大・中2室(音響、映像等整備)の確保、及び各種審議会等にも活用できるものを整備することができる。

4. 検討経過

H25.06.13	<p>第1回検討委員会会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より、庁内検討委員会協議結果事項の報告 ・ 各委員、事務局、管財契約課により、自由討議による意見交換 ・ 次回の会議までに、各会派で意見を集約しておくことを確認した。
H25.06.27	<p>第2回検討委員会会議</p> <p>各会派の意見を持ち寄り、検討項目ごとに協議</p>

5. 今後の課題及びその解決策

- (1) 議場や委員会室等を有効活用、或いは多目的に活用するため、備えるべき機能や運用方法等の検討が必要であること。
- (2) 整備手法が、減築+新築になった場合には、どちらの棟に議会機能を配置するか調整、検討が必要であること。

6. 今後の進め方、その他

- 25年 9月 (9月契約予定の)基本計画・基本設計の委託事業者へ、議場等検討委員会の意見を伝え、議場等に関する概略図の作成を依頼する。
- 25年10月 概略図等を確認し、プランを詰める。
議場等検討委員会で提案されたプランを検討
- 25年11月 基本計画(案)へ、面積、機能等を示す。

【(3) 市民活動スペース等検討委員会 (市民活動支援課)】

委員会等名	市民活動スペース等検討委員会
-------	----------------

主管課等	市民活動支援課	作成者職氏名	副主幹 岡田 光一
委員会等の構成	市民活動支援課、文化課、生涯学習課、社会福祉課		

1. 現在の状況及び問題点

■市民協働スペースの創出について

(1) 市民活動推進センターの移設について

【現状】

・市民活動推進センターは、平成15年12月1日に白井駅前センターの保健室(約80㎡)を転用して開設されたもので、施設内容は、受付・情報コーナー・フリースペース(約40㎡)、会議室1室(約20㎡:定員12名程度)、共同作業室1室(約20㎡)となっている。開設にあたっては、平成14年6月に市民活動団体の代表者と市職員で構成される「市民活動推進研究会」を設置して、市と市民活動団体の連携・協働のあり方や支援の方法を検討してきたところであるが、研究会からサポートセンターなどの活動拠点の整備について提言があったことを受けて、市では市民活動推進センターを開設したものである。なお、センターの場所については、市の既存施設で利用可能な施設を検討した結果、白井駅前センターに設置が可能であるとの結論に達したものである。

- ・センターは、「市民活動推進センターの管理及び運営に関する要綱」により設置。
- ・現在、センターへの登録団体は54団体。24年度利用者数:6,571人。
- ・センターの管理運営は、市民活動推進センター運営協議会に委託している。(委託金額:平成25年度 3,751,000円)

【問題点】

・後期基本計画では、計画を推進するために市民参加・協働を推進することとしており、協働を推進するためには市民活動団体の活動支援や環境整備を充実させる必要がある。

・平成25年2月に策定した「市民参加・協働のまちづくりプラン」では、市民活動推進センターの機能・規模拡充の検討を行うこととしている。

・現施設は、会議室スペースが狭く、駐車場が不足しているほか、センターの場所がわかりづらいことから、市民活動・市民協働を推進する上で支障をきたしている。

(2) 市民ギャラリーの設置について

【現状】

・以前は、市役所1階ロビーや西白井複合センター1階ロビーに市民が利用できる十分な展示スペースがあったが、用途変更されて現在は使えない状況となっている。

・公民館の部屋で展示会を1週間続けて開催しようとしても、利用率の高い公民館では、1週間続けて予約することは不可能であり、開催できない。

・郷土資料館前の展示スペースについては、ホールの壁面にピクチャーレールが設置されているスペースだが、郷土資料館やプラネタリウム館の展示や講座、来館者や子ども達に対する事前説明、昼食会場に日常的に使われるため、壁面以外の展示スペースの提供は困難となっている。また、絵画展示等が中心となっているが、開口部が多く壁面の長さが短い施設構造のため、あまり作品は下げられない状況であり、ギャラリー向きのスペースではない。文化センターロビーでの展示を検討したことがあるが、イベント等開催日は文化会館への来場者がロビーに並ぶため、来場者への安全を考慮し、展示することは不可能であると考えられる。

(24年度郷土資料館前スペースの利用状況:

9団体（利用日数：82日間）平均1団体9.1日）

【問題点】

- ・後期基本計画では、文化・芸術活動の支援として、活動しやすい環境づくりを進めることとしている。市民が利用できるスペースの創出もその一つであり、単独でギャラリーを建設するより、庁舎建設に合わせて検討すべきと考える。
- ・文化芸術振興基本法の最新の第3次方針で、市民も文化振興の担い手として公共的役割を果たすことが明記されるようになり、文化振興の面でも協働が必要な時代となっている。現在、文化団体の組織化（現在67団体程度の連合組織）を進めているが、市民と協働するスペースが必要となっている。
- ・タウンミーティングなどで市民ギャラリーの設置要望があり、市側の回答としては、新しい施設を計画する際にはギャラリーを検討するとしている。

2. 庁舎整備時の方針（案）

■白井市役所庁舎整備検討委員会からの提言にもあるように、「市民参加・市民協働に配慮した施設」「市民が利用しやすく親しみやすい施設」として、以下の機能を整備する。

整備にあたっては、夜間利用や休日利用が可能となるような配置を検討する。

（1）市民活動推進センターを市庁舎内へ移設する

- ・市民活動推進センター登録団体やそれ以外の団体等が利用できる共用スペースを確保する。
- ・共用スペースには、市民協働を推進するため、会議室スペース、情報発信機能・相談機能・コーディネート機能、拠点機能を持たせる。

（2）市民ギャラリーを市庁舎内へ設置する

- ・市民ギャラリーは、文化・芸術団体のほか、市民活動団体・環境団体・社会教育認定団体・福祉団体などの地域団体や学校なども利用できるようにする。
- ・市民ギャラリーについては、市民の休日出入りを考慮し、セキュリティ確保のため執務ゾーンから分離できる構造とし、また、壁面長が必要であることから、1階で部屋型のスペースを基本に考える。
- ・部屋型とした場合、多目的な利用が可能となる。

他市の例では

市民活動推進センターは250㎡程度

市民ギャラリーは200㎡程度

であった。

3. （庁舎整備に合わせ）改善等を図る理由

- （1）市民活動の拠点となる市民活動推進センターを、市役所と至近に配置することにより、市民が集まりやすくなり、市と市民団体・NPOなどとの意思疎通が図れるほか、市民活動団体と企業や市民活動団体と行政とのニーズのマッチングが容易になり市民協働の発展が期待できる。
- （2）市民ギャラリーを市庁舎内に設置することにより、市民が集まりやすく、市民の交流スペースとして利用できるとともに、文化・芸術活動の推進が図れる。

4. 検討経過

H25. 6. 12	検討委員会会議（第1回） ①他自治体での実施体制等の検討 ②市民活動推進センターとボランティアセンターを統合し、団体活動室を会議室スペースとする案については、早期実現は困難と判断し、検討から除外することとした。
------------	---

5. 今後の課題及びその解決策

<p>■市民活動推進センターの移設</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民活動推進センター利用団体の意思確認 (2) 設置条例の制定 (3) 管理及び運営方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ①直営委託方式又は指定管理者方式の検討 (4) セキュリティ対策（休日等の利用） (5) 利用団体の登録方法の検討 (6) 利用料金の検討 <p>■市民ギャラリーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 提供形態・方法の検討 (2) 設置条例の制定 (3) 管理及び運営方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ①直営委託方式又は指定管理者方式の検討 (4) セキュリティ対策（休日等の利用） (5) 利用料金の検討

6. 今後の進め方

25年 8月	・市民協働スペースの管理運営方法、団体登録・利用料金等の検討
25年 9月	・基本計画へ位置付け
25年10月	・市民協働スペースの必要面積及び配置場所の概略を決定し、基本計画におけるゾーニングに反映させる 政策会議へ提案→了承→外部委員会へ意見送付
26年 1月	・基本計画（素案）パブリックコメント
26年 4月	・基本設計への反映
26年 4月～	・設置条例の検討

7. その他

<p>市民協働スペースについては、市民活動推進センターと市民ギャラリーの一体的な整備を基本と考えている。</p> <p>管理運営については、市内NPO団体等を活用するなど検討していきたい。</p>
--

《会議概要》

- (1) 窓口配置等検討委員会（総務課）
- ・現在、マイナンバー制度の導入について議論されているが、実現したら必要な窓口の数が減るのではないか。

・マイナンバー制度により、証明書等の発行が機械でできるようになると、広い窓口は必要なくなるのでは。

⇒マイナンバー制度も考慮し、ワンフロア化を検討したい。

・保健福祉センターも関係しているが、保健福祉センターの利用方法等も併せて見直す予定であるのか。

・保健福祉センターは3階に課が集約しており、高齢者や障がい者にとって不便だという声もある。

⇒庁舎整備を進めるにあたり、同時に保健福祉センターの改築等はできないが、課の配置は検討するという事である。

・保健福祉センターに市民ギャラリーを入れる等、全体の配置を含めて検討することはできないか。同じ年度でできないにしても全体的に課の配置の検討できないのか。

・市民の利便性を考え、全体で検討した方がよいのではないか。

⇒基本計画である程度の基本設計をする。基本設計のときに土日に開庁する部署等の運営方法も考え、コスト等も含めて考える。

・将来的なことも考えて検討すべき

⇒保健福祉センターも含めて全体で検討することとする。

(2) 議場等検討委員会

(議会事務局)

・プロジェクターとスクリーンについて

⇒採決結果の表示や一般質問の際にパネルを使用して説明するなど、他市の事例があり、議員から要望が出ている。

・委員会室の2室設置ということは、同時に委員会をやるということであるか。

⇒同時に委員会を開催するわけではないが、委員会室は他の審議会等を開催することや、廃止される正庁の役割を補う関係もあり、大・中2つのサイズの会議室を検討中である。

・議長、副議長室は応接部分も含めて1室とするとあるが、対応できるのか。

⇒現状では、議長、副議長が1室で対応できると考えている。例えば、議長のお客さまが来た場合は、副議長が退席するなどして対応する予定である。

・建物を作ってしまうと後に対応できなくなるのではないか。

⇒現段階では基本計画の検討内容に入れるかの決定であり、今後詳細を決定していくということである。

・現在の議場等と比較してどのくらいの面積が増えるのか。

⇒未定である。設計に関しては特殊性があるので、設計会社が決まり次第伺い、ある程度わかる予定である。正庁を廃止する予定であるから、面積が増えすぎることはないと考えている。

・正庁を廃止することは決定なのか。

⇒2つの委員会室と広く設ける予定の防災対策室があるので、今までの正庁の役割を担えると考えている。

・庁舎整備の中で議場の配置場所は重要であるので、早めに決定するべきである。

・新庁舎の予定の面積はいくらであるか。
⇒5000㎡～6000㎡程度の予定である。

・新庁舎については、利便性、市民サービスをメインに整備するべき。
⇒市民サービスと費用対効果を含めて検討する。

(3) 市民活動スペース等検討委員会 (市民活動支援課)

・市民活動推進センターと市民ギャラリーそれぞれの主管課はどこであるか。
⇒予定では、市民活動推進センターの主管課は市民活動支援課であり、市民ギャラリーの主管課は文化課である。管理運営方法の担当課はこれから検討する。

・ランニングコストについてはどれくらいであるか。
⇒現在の市民活動推進センターの年間委託費は375万1千円であり、この他に通常の光熱水費がかかる予定である。現在白井駅前センターは指定管理者の管理であり、その中で光熱水費一式を支払いしてもらっている。よって、市民活動推進センターのランニングコストは概ね450万円くらいを考えている。市民ギャラリーのランニングコストは、仮に委託事業とすると市民活動推進センターの400万円を基準にあまり増減はないと考える。

・印西市の市民活動支援センターのランニングコストについてはいくらであるのか。
⇒指定管理料が約1,000万円である。

・管理運営は主管課で直営なのか、指定管理であるのか。
⇒できれば市民活動推進センターと市民ギャラリーとで一体管理をしたいので、NPO等に委託をしたいと考えている。

・施設を設置した後のコストも含めて積算していただきたい。
⇒施設のスペースがある程度、決まった段階で検討する。

・市民活動推進センターと市民ギャラリーは一体的な整備ということは同じ庁舎内への配置であるのか。
⇒未定である。今年9月から始まる基本計画の中で検討する。

・現在の庁舎の1階ワンフロアの面積はいくらであるか。
⇒1400～1500㎡程度である。

・市民活動推進センターと市民ギャラリーを庁舎に設置すると、来庁者の増加が予想されるが、駐車場のスペースは考慮しているのか。
⇒駐車場に関しては現在利用状況の調査をしている。市民活動推進センターと市民ギャラリーが庁舎に設置されると駐車場のスペースは厳しくなると予想されるが、庁舎と文化センターで一体での駐車場利用を考えている。

・市民ギャラリーを行政が利用するときに長い期間借りるのは可能であるか。

⇒市民ギャラリーは多目的ホールのような利用が可能であり、行政利用を優先とする。

・行政利用を優先とするのであれば、大きなロビー等に展示スペースを作るといのはどうか。

⇒市民ギャラリーは休日の利用が多くなると予想されるので、セキュリティ等の問題で執務室へ影響する可能性がある。また、市民ギャラリーは壁面に広いスペースのとれる部屋型がいいと考える。

・市民活動推進センターと市民ギャラリーを一緒に管理したいということだが、市民団体等が市民ギャラリーでPRや展示をできるのか。

⇒そうである。市民活動推進センターと市民ギャラリーの両方の管理をNPO等に任せたいと考えている。

・市民ギャラリー200㎡は展示のためのスペースであるか。

⇒その通りである。

・行政が利用するときは、管理しているNPO等にスペースを借りることになるのか。

⇒他市の例にもあるように、貸出しの条件等に「行政の利用は優先される」等を加えた利用規定とする予定である。

・今回の議論は、基本計画の検討項目に入れるものとしていいかを決定するものである。全体をみての最終調整は、改めて設計会社等とともに検討するということである。

・新庁舎に設置する施設にエントリーするかどうかを決定するということであるか。

⇒その通りである。県内で新庁舎を検討しているところは、市民活動推進センターと市民ギャラリーを設置する予定であり、白井市も検討の項目に入れて頂きたいということである。

・この資料の中に記載されている面積は、他の自治体の例ということであるか。

⇒その通りである。後に庁舎全体を見て面積を調整する。

③既存市街化区域（富士地区及び白井地区）における都市施設（公園）の整備方針について

〈会議結果〉

◎ 報告を了承する。

〈付議概要〉

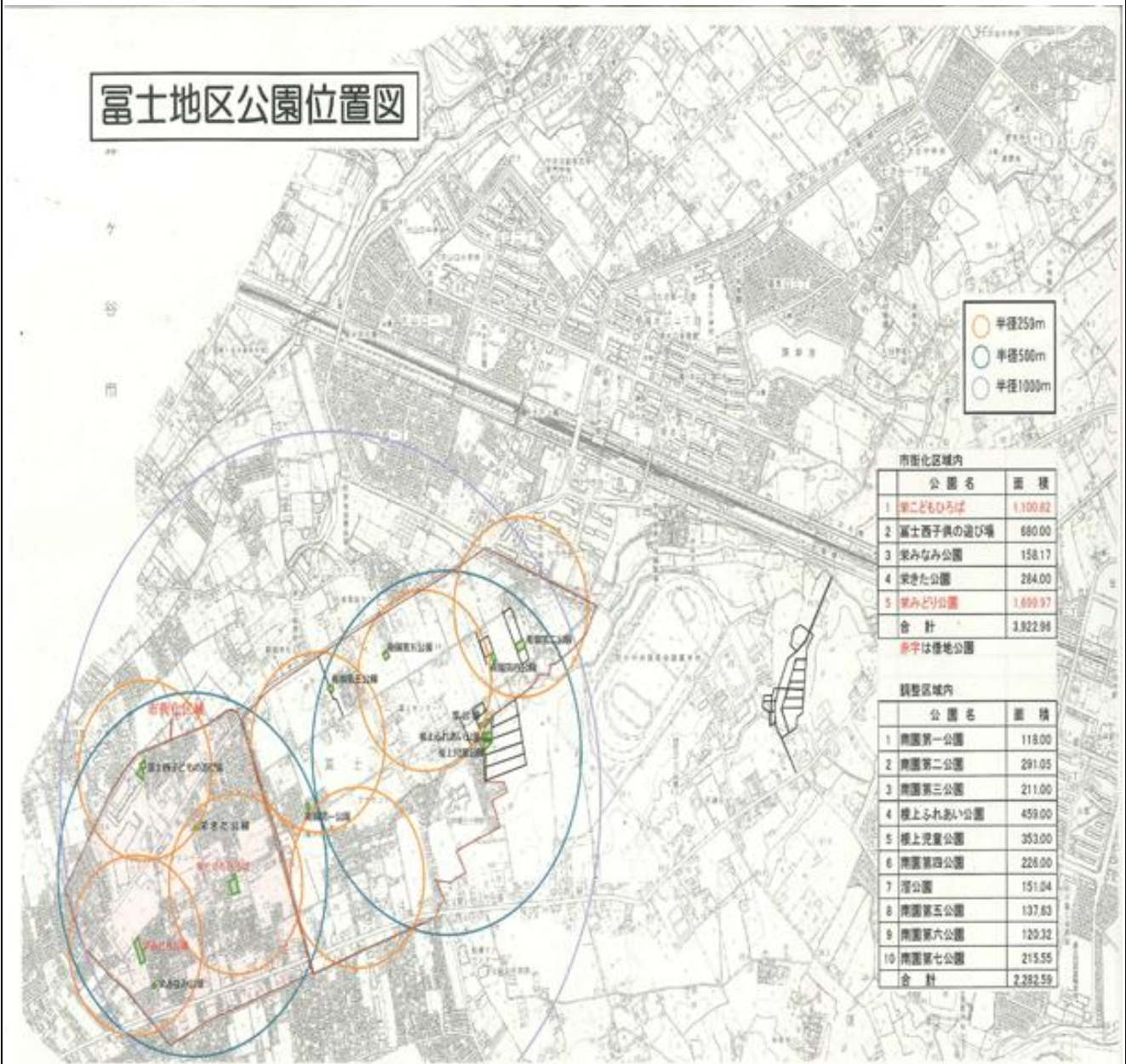
既存市街化区域（富士地区及び白井地区）における都市施設（公園）の整備方針について方針を決定する。

【方針】

・公園緑地面積が不足している富士地区及び白井地区において、防災上の位置付けをし

ながら都市施設（公園）の整備を行う。

- ・富士地区を優先して整備し、位置については①必要性、②優先性、③実現性の3つの視点から検討する。



《会議概要》

- ・基本計画への記載はあるのか。
⇒基本計画への具体的な記載はしていない。都市マスタープランに位置づけしているので補助金へ申請の要件は満たしている。
- ・防災計画への位置づけはどうなるのか。
⇒都市計画課の担当と防災の担当とで協議し、位置づけしていく予定である。防災計画は10年単位の計画である。防災計画には、「既存市街化区域に防災公園（一次避難地）を整備する」等の記載をする。

・補助金の要件として、事業費の上限はあるのか。

⇒上限はない。下限は2.5億円以上である。

・災害等があった場合一人あたり必要な面積はいくらか。

⇒災害対策基本法上、一次避難地の面積の基準は1人あたり2㎡である。地域防災計画に基づき一次避難地として近隣公園、広域避難地として地区公園・総合公園を検討する。

・買取りと補助金の申請のタイミングは合うのか。

⇒用地にも補助金を使うなら事業化が必要である。

・市から買取り申し出をする方が年次計画は立てやすいということであるか。

⇒そうである。

・生産緑地を市が買取ることについて制限はないのか。

⇒制限はない。